



# 渋川市長期滞在型移住体験施設

入居者を募集します!



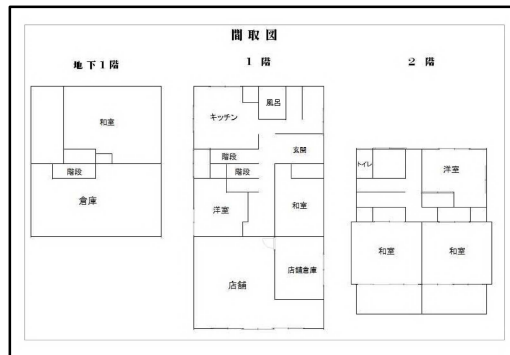
渋川市では、令和6年4月に県内有数の観光地である伊香保温泉地内に渋川市長期滞在型移住体験施設を開設しました。

本市での生活を体験し定住を目指す方や、移住と創業を同時に体験したい方を募集します。入居される方には移住者の視点で、渋川市の魅力発信に協力していただきます。

**募集期間：令和8年7月1日～令和8年8月31日**

## 【施設の物件詳細】

- 所在：渋川市伊香保町伊香保557番地16
- 建築年：昭和39年（当該建物は昭和39年建築のため、現行の耐震基準を満たしていません。）
- 登記：店舗併用住宅
- 構造：木造垂鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建
- 敷地面積及び延べ床面積  
敷地： 193.72㎡  
延床：1階 105.99㎡  
うち旧店舗部分約45㎡ うち住居部分約60㎡  
2階 75.05㎡  
地下 66.24㎡



間取図

## ○附帯設備

- ①：地上波デジタルアンテナ（テレビアンテナ端子3口）
  - ②：水洗トイレ（暖房便座、温水洗浄機付）1器、（暖房便座付）1器
  - ③：流し台、ガスコンロ台
  - ④：ユニットバス（ガス給湯式）
  - ⑤：インターネット回線（プロバイダ等は入居者で各自ご契約の上、ご利用ください。）
- ※本施設にエアコンの設置はありませんが、1階店舗東側及び2階西側和室の壁にエアコン設置のための壁穴があります。上記箇所には、入居者の負担でエアコンを設置することが可能です。

## 【入居開始日及び入居期間】

入居開始日：令和9年5月中旬から下旬 入居期間：令和10年3月31日まで（最短3か月から入居可能）

- ※本施設への入居に当たっては、借地借家法第38条に規定する定期賃貸借契約を締結する必要があります。
- ※当該契約の定期賃貸借期間は最短3か月最長1年となりますが、契約は年度ごとに締結する必要があります。
- ※市が必要と認める場合は、再契約を締結することにより最長3年入居することができます。

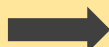
## 【賃貸料】

**30,000円/月**

左記賃貸料とは別に電気、水道、都市ガス等、利用状況に応じて各種料金が発生します。（各種料金は全て入居者負担です）

入居者の条件、申込方法等は裏面をご覧ください。

裏面に続く



## 【入居対象者】

- (1) 市外に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に基づく住民基本台帳の記録(以下「住民登録」という。)をしている者であること。
- (2) 地域住民と円滑に交流できること。
- (3) 転勤を理由とした転入予定者でないこと。
- (4) 体験施設入居後に体験施設を生活の本拠とし、体験施設所在地に住民登録をすることができる者であること。
- (5) 入居希望者の合計が、5人以内であること。
- (6) 渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号)第2条第1号に定める暴力団及び第2号に定める暴力団員又は暴力団員等に関係する者でないこと。
- (7) 移住体験や渋川市の魅力について、個人のSNS等を活用し、積極的に情報発信を行うこと。

## 【申込方法等】

入居を希望する方は、「渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱(以下「要綱」という。)」及び「募集要項」をよくお読みになり、内容を了承の上、申込みください。

募集期間:令和8年7月1日(水)午前8時30分から令和8年8月31日(月)午後5時15分まで

申込方法:次の提出書類を郵送又は持参により募集期間内に提出してください。(郵送の場合は、令和8年8月31日(月)必着)ただし、複数人での入居を希望する場合は、代表者が提出してください。

### 提出書類

- (1) 渋川市長期滞在型移住体験施設入居申請書(様式第1号)
- (2) 入居希望者全員の住民票の写し
- (3) 入居希望者全員の申請日時時点で住民登録をしている市区町村が発行する市区町村税の未納額がないことの証明書(完納証明書等)又は賦課されていないことの証明書(非課税証明書等)
- (4) 入居希望者全員の身分証明書の写し
- (5) 創業する場合にあっては「創業計画書」(様式第2号)
- (6) 創業計画書に係る創業の概要書(様式不問)
- (7) 情報発信の取組に関するアンケート



## 【入居者の決定方法】

市が定める選定委員会において、上記募集期間内に申込みのあった入居希望者について審査を行い、入居者を決定します。なお、審査の開催時期については下記を予定しています。

第1次審査:書類審査 令和8年9月中旬

第2次審査:面接審査 令和8年10月中旬から11月上旬

## 【その他】

- ・本施設の運用は、要綱に基づいて行います。利用に当たっては当該要綱に規定する事項について遵守していただく必要があります。
- ・要綱、募集要項及び各種様式は、渋川市ホームページにてご確認ください。
- ・本施設の構造及び附帯設備では、飲食店営業許可を取得することはできません。また、政治活動又は宗教活動に係るものや風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業(同法第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業は除く)等一部の事業を行うことはできません。

## 《 問合せ・申請先 》

渋川市 市民生活部 市民協働推進課 移住定住支援係

電話:0279-22-2401 mail:iju@city.shibukawa.gunma.jp